

19世紀のフランス 絵画の楽しみ方

印象派の絵画を 中心として (18)



歯科医師 亡増 田浩 男 (遺稿)

それではこのコラム「19世紀フランス絵画の楽しみ方」の最後は、最も印象派と言われるのにふさわしい、印象派の巨匠モネの話しをしたいと思えます。

モネは1840年、パリ、モンマルトルで生れ、ノルマンディー地方のル・アーブルで雑貨屋の息子として幼年期を過ごします。そして、18歳の時、ル・アーブルで、モネに屋外で絵を描くことを教え、ウジェーヌ・ブータンと出会い、19歳の時、家族の反対を押し切り、ブータンの照会状を携え、パリに出て、私塾である、アカデミー・スイシュで学びます。そこでピサロと知りあいます。21歳の時、兵隊でアフリカのアルジェに赴き、その時、南国の光と色に、感銘を受けます。アフリカで受けた、光と色彩の印象が、後年の光に対する探求心を育んだと言われています。アフリカに赴いた、翌年の初頭、モネは重い病にかかり、本国へ召還させられ、ル・アーブルに戻りますが、回復後、再度パリに戻り、今度は、シャルル・グレルの画塾に入ります。そこで、今度は、モネはルノワール、バジールらと運命的な出会いを果たします。年ごろも同じ、1歳年下のルノワールとは、同じ労働者階級出身と言う事もあって、馬が合ったのかも知れません。以降親友として、キャンバスを並べて光の探求をす



図1

る仲間になるのです。また裕福だった、バジールには苦しい家計を何度か助けてもらうことになりました。

モネと言えばこの絵です。「印象・日の出」(図1)。モネ33歳の時に描きました。この絵はどこかで一度は見られた事のある絵だと思えます。フランス西部のモネが幼少期を過ごした、ル・アーブルの港で描かれました。モネ、ルノワール、ドガ等が、印象派といわれるきっかけになった絵です。当初「日の出」のみ名称で、出品されていましたが、名称が短すぎるのと指摘を受けて、モネ自身が、前に「印象」と付け加えました。この絵は、画家の最も特徴的な手法である「筆触分割」を用いて、ル・アーブル港を素描写生的に描いた作品であります。「筆触分割」という手法は、分かりやすく言うならば、一の目の中で絵を構成する手法。近くで見ると何が描いてあるのか判りませんが、すこし離れて見ますとそれが何かを認識出来ます。パレットの上で色を混ぜ合わさずに、見る人の目の中で、色が混じりあうようにと考え出された手法です。海面、船舶、船の漕ぎ手、煙、そして太陽などは筆触分割によって描かれ、形状や質感の再現性は失っているものの、大気の揺らぎや刻々と変化する海面と、そこに反射する陽の光の移ろ

い、光による自然界での微妙な色彩の変化など、見る者がこの風景の印象として受ける独特の感覚は、筆触分割且つ印象的描写でなければ表現できなかったと思えます。この新たな表現手法こそ、当時、フランスを席巻していた新古典主義とは、決定的に異なるモネのアプローチ方法でありました。当時のルイ・ルロワという批評家は、「印象?たしかに私もそう感じる。たしかに、この絵には印象しかない。まだ、描きかけの壁紙の方がマシだ」と、この絵を嘲笑する記事を、ル・シャリヴァリ誌に掲載したことにより、新古典主義派に対抗し開催した最初の「展覧会」に出展した画家らは「印象派」と呼ばれるようになりました。現在、我々はこの展覧会を「1974年第1回印象派展」という名称で呼んでいます。が、当時、実際は、印象派展という言い方はせずに、ただの「展覧会」という言い方を使っていたようです。実際に「印象派展」という名を使ったのは、同じ印象派の画家で、カイユボットが資金を出して開催した第3回からです。印象派展なるものは1886年まで8回まで開催されました。1886年という年は、ゴッホが弟のテオを頼り、初めてパリへ来た年で、ゴッホにとつては転機となる年でもあり、最後の印象派展をみて自身の絵に明るい色を取入れ作風を変えた年でもありました。モネと云いますと睡蓮を描き始める人が多いと思いますが、睡蓮を描き始めるのは59歳の頃、もうすぐ60歳になるうという時からです。また、1985年に、「マルモッタン美術館、絵画強奪事件」で、盗まれた絵が、この絵です。5年後、コルシカ島で無事発見されました。

(この続きは次回をお楽しみに)

事務所トピックス

第61回K.L.S会「ゴルフコンペ」の開催日が左記のとおり決まりましたので、ご案内します。

記

・開催日 令和4年6月9日(木)
・場所 ナガシマカントリークラブ
・スタート時間 北コース/南コース 9時59分
なお、詳しい内容につきましては、別途ご案内させていただきます。

花の便りに心を弾ませる季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

3回目のワクチン接種が進んでいるようですが、まだまだ気を緩めることはできませんね。早く元の生活に戻ることを願っております。

季節の変わり目でもあります。皆様、体調を崩されせんようお気を付けてお過ごし下さい。

名古屋市中区錦一丁目6番10号
SUZU1ビル4階B
TEL(052)201-1601(一六〇一代)
FAX(052)201-1602
弁護士 森川 真樹
弁護士 今村 憲治
弁護士 森下 和也
弁護士 松川 正紀

印刷/石橋印刷工業社

2022年4月 No.104

錦城 だより

名古屋市中区錦一丁目6番10号 SUZU1ビル4階B
TEL (052) 201-1601 FAX (052) 201-1602
発行/弁護士法人 錦城法律事務所

親と子の関係



一、オミクロン禍の中、愛知県も「まん延防止等重点措置」が令和四年二月三日までであったのが、この原稿を書いている現在、三月六日まで延長になっている事である。(更に二週間延長)

老人、子供らを含み、広い年齢層に感染力の強いオミクロン株が猛威をふるい、満床率はレベラ3・4まで上がっている。デルタ株の時の経済を二の次とした営業自粛は経済の落ち込みをまねき、政府負債を拡大した。

今は、重症度がデルタ株程でもないためか、両立をめざす戦略は政府も地方公共団体の長も緊急事態宣言には二の足を踏み、水際作戦は緩和の方向である。

それでも、外食等に出掛ける人は減少し、タクシーは空車が目立つ。私も自宅で執務する日が多くなり、見る気もないが朝食の会話のかわりに、TVの朝のニュースが耳に入ってくる。

二、その中で、朝から聞きたくもないが、「若い親の幼な子や乳児への迫害や遺棄、殺害」が毎日のように流れる。自由恋愛もフリーセックスも当然のような風潮の現代であり、一概に否定はしない。しかし、本来は子孫を残すための性行為がそれ自身が嗜好(志向とも言えるか)される一方で生まれてきた子供、乳児の養育をなおざりにしている出来事が日常茶飯事になっている。

三、二〇二〇年程前、学校教育の中で、「性教育が静かにスタートした。しかし、今や、若い二人が生活力に窮しながらも子供を出産し、自分勝手な育児放棄が散在している。

その中で、育児疲れ、若いパートナーとの会話の不足・生活能力の不足、外の世界には夢みた楽しい人生があるはずと家庭を放棄して新たなパートナーとの逢瀬を求め、夜も帰らない。

いわば子供、幼児を「余分なもの」とも思われるような蛮行には、腹の底から怒り、憤りを感じる。

四、「親」という字の起源を「木の上に立つて、子供を見守る」という話は、形象文字の解釈としては真実ではない。

真実ではないが、この考え方は、親が親として子供に対する責任を負っているとの教訓的な話であり、言い得て妙と思う。国の施策が悪い、私だけじゃないでそんなに苦しまなければならぬの、...とそれなりに言い分はあるだろう。しかし、世の中に生を受け、一人では生きていけない対象に対して子育て放棄などの蛮行をふるまうことは、どんな弁明を言おうとも許されることではない。

このような意見を述べることはテミスの下で仕事をする立場として、不相当とおしかりを受けるかもしれない。

しかし、弁護士にも心はあり、そういう心情を吐露して仕事を減らしても仕方がないと思うようになった。

五、未成年年齢が一八歳未満になったとしても、一八歳で世間が大人として扱わない事も事実である。又、当人も大人としての人生経験も不十分かもしれない。法改正が必要であるが、一定の例外の場合に許される中絶の中に、自分勝手とは言え自らの手で子育てが不可能な場合で母体に危険が及ばない時期までは中絶が認められるようにするとか、生まれた子供を養育できない事態が親の我がままであったとしても、子供を被害者とする犯罪が発生するより「まだまし」と考え、強制的な特別養子縁組を可能とする制度設計・運用がなされないと、短い人生を終える子供の増加が確信をもって予想される。

(K.I.)

中小企業の社長さんに一言 (57)

今村 憲治

一、二〇二二年四月に成人年齢が二〇歳から一八歳に引き上げられる改正民法が施行される。これまで私達が未成年者保護の武器としていた「未成年取消権」から一八歳・一九歳が外される。知人の東北の弁護士が参加する消費者育成の活動は学校での科外講義をしている。消費者トラブル等の拡大が危惧される。

二、以下の、これまでと異なり、一八歳が親権者の同意なくできることを列挙する。

- 1、銀行口座開設(原則、業者で異なる扱いもある。)
 - 2、クレジットカード契約
 - 3、ローン締結
 - 4、保険契約
 - 5、証券口座開設
 - 6、スマホ加入契約
 - 7、物品購入・賃貸借契約
 - 8、労働契約(四月以降は、雇用についても一八歳以上は、親権者の保護から外れる。
- 不利な条件で働かされた場合、未成年なら親権者が労働基準法により労働契約を解除して、いわゆるブラック企業などを辞めることができた。
- しかし、この権利も一八歳以上はなくなる。

※ 親として成人として尊重することとは別に、親子の会話・相談の機会を増やして、一八歳以上の子供に対するフォローが大切であろう。

三、次に成人年齢が一八歳からになったとしても、二〇二二年四月以降も二〇歳の基準を維持する制度もある。
1、国民年金加入年齢（オレオレ詐欺などが、一八歳になったとして、偽造の加入申出書類を作成して、被害が発生しないように注意したい）
2、飲酒・喫煙が許されるのも、二〇歳で変わらない。

3、自動車の大型・中型免許の取得年齢も変わらない。
4、離婚による養育費の支払期限はどうか。

現状は、二〇歳までが原則であるが、夫婦ともに大学卒の場合、大学卒業までを養育費の期限とする合意又は審判も多いが、一方で高卒で就職して収入を得る場合は二〇歳以前でも養育義務がなくなるのが通常である。

この点は、改正後もこれまでと変わらないのが基本となる。
四、相続手続きについても影響がでる。遺産分割協議において、相続人が未成年の場合、親又は特別代理人が代理人となる必要がある。この年齢が一八歳未満になる。

五、その他、相続税・贈与税でも「税額控除」や「特例税率」などで影響が出る。

クライアントだより

社会福祉法人徳寿会 理事長 伊藤雄幸



私は、一九七九年に現在の近鉄川越富洲原駅からほど近いところに産婦人科伊藤藤医院进行開業しました。以来、四十余年川越伊藤医院という名称になりましたが、産婦人科、小児科、内科の診療を続けています。

社会福祉法人徳寿会は、介護保険制度がスタートした二〇〇〇年に発足しました。現在、四日市市北部の天力須賀地で天力須賀在宅介護サービスセンター（デイサービス・シヨートステイ）、特別養護老人ホーム天力須賀、グループホーム白砂（認知症対応型）、四日市市南部の楠地区で介護老人福祉施設みのりの里（特養、シヨートステイ、デイサービス）、鈴鹿市長太地区で鈴鹿生活介護センター（障害者施設）を運営しています。

今村弁護士には、グループホーム白砂の新築工事の際に大変お世話になりました。二〇一三年九月に、当法人は建設会社と工事請負契約を締結しましたが、同社は工事着工後に自己破産し、工事が不履行になりました。今村弁護士は、当法

人の代理人として破産管財人との交渉に当たられ、四日市市の補助金との関係で工期に制約がある中で、二〇一五年一月に和解が成立し、何とか同年四月の開業に間に合わせる事ができました。

また、今村弁護士には同郷のご縁もあって、当法人の設立時から理事を務めていただき、昨年一月には、長年の功績により全国社会福祉協議会会長表彰を受けられました。

さて、世界的な新型コロナウイルスのまん延により、私たちは生命や健康に対する脅威を感じ、著しい行動制限を余儀なくされています。

当法人の施設も例外ではなく、本年二月にデイサービスセンターの職員一名が新型コロナウイルスに感染しました。

保健所の調査の結果、利用者や職員に濃厚接触者がいなかったことから、幸いにも二日間の休業後に営業を再開することができました。

介護施設は、医療や交通、物流、小売業などと同じように休業になると国民生活に大きな影響を及ぼします。

のことは行っていきます。特別養護老人ホームの入所者とご家族の面会は、非常に残念ですがお断りをし、窓越し若しくはスマートフォンやタブレット端末によるオンライン面会にさせていただきます。また、本年二月までに職員並びに特別養護老人ホームの入所者に三回目のワクチン接種を実施しました。

さらに、感染症や近年多発する自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供することができるよう、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられました。当法人においても、計画づくりに着手し、職員への研修と訓練を通して計画を実効性のあるものにしていきたいと考えています。

地域の介護・福祉は、行政や医療、地域包括支援センター等の関係機関など、多くの人々に支えられ成り立っています。当法人もその一員として、地域の人々に親しまれ、頼りにされる施設になりたいと考えていますので、今後とも一層のご指導・ご鞭撻を願ひ申し上げます。



伝家の宝刀の切れ味は如何に

森川真樹

国税局が伝家の宝刀と呼ばれる通達の規定（財産評価基本通達の総則6項）を使い、相続人に約3億円の追徴課税したことの是非が問われた訴訟で、4月19日にも最高裁の判断が示される。事案の詳細については新聞報道や識者の解説等に譲るとして、路線価で相続税額を算定する今までの実務が維持されるのか、それとも路線価否定で行き過ぎた不動産節税策に一石を投じ、取れるところから取るという昨今の課税強化の流れを勢い付けさせるのか、興味深い。

税法は、土地や建物の相続財産は、「当該財産の取得の時ににおける時価」で評価すると定めている（相続税法22条）。何をもち「時価」とするかは実は曖昧だが、実務では国税庁が毎年公表する路線価によつており、それが当然のように通用してきた。その例外として、「この通達の定めによつて評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」との冒頭の通達の規定があるにはあったが、使用いそう使われない、伝家の宝刀が抜

かれたのだ。

時期も興味深い。相続自体は平成24年6月、税務署が更正処分等をしたのが平成28年4月。相続人がこれを不服として以後訴訟に発展していくことになるが、平成27年には相続税の基礎控除額引下げが行われている。財務省の資料からも平成27年を機に相続税の税収・課税件数が一段引き上がっており、国が富裕層への課税強化に本格的に乗り出した時期と重なる。

とはいえ、前述の事件においては留意すべき点もある。被相続人の父が89歳のときに孫と養子縁組、91歳でマンション2棟を約14億円で購入、93歳で死去していることからすると、相続直前の節税目的は否定しがたい。3億円強とされる路線価も、取得価格や不動産鑑定額の約4分の1と聞けば路線価評価不相当という方向に傾くか。

また、最高裁が前述の事件で弁論を開いたという事実も見逃せない。最高裁が弁論を開いた場合、高裁の判断を見直すことが多い。前述の事件では一審・二審とも路線価評価を否定し、国税側が勝訴している。果たして国税側の逆転敗訴となるか、路線価が否定される場合の判断基準が示されるのか、どの程度の節税なら許されるのかなど、判決に注目したい。

死後事務委任契約

森下和也

死後事務委任契約というものをご存知でしょうか。

遺言書はご存知かと思いますが、死後事務委任契約というのは、遺産に関すること以外についての死後の事務を第三者に託す内容の契約です。

この死後事務委任契約というものは、相続人と疎遠であり、相続人に依頼してもやっとならぬような状況にあったり、あるいは、そもそも、相続人がおらず、自分が死亡した後に、自己の身の回りに関することを依頼することができる人物が居ない場合に、死後に関する事務を依頼することによって、周りに迷惑をかけるに済むことが期待されます。

最近、高齢者であり、配偶者も子もあらず、兄弟姉妹もいないため、自分が死亡した後、借りているアパートの未払家賃や建物の明渡し、原状回復の点をどうするのか、電気、水道料金などの支払いはどうするのか、入院や老人ホームに入居している場合、未払い治療費や入居費用はどうするのか等の不安を感じている方々がいらっしゃるようです。

先日、アパートの賃借人が死亡し、賃貸人としては、アパートの明渡しを求めたいものの、誰も相続人がいないため、裁判所の決定により、当職が特別代理人に選任されて訴訟進行をするという事例がありました。この賃借人がもし、死

後事務委任契約というものを利用して、死後のアパートの退去などについて委任していたとすれば、賃貸人に迷惑をかけるに済んでいたのかもしれない。

死後事務委任契約において期待される事務の具体例は以下のとおりです。

- ① 関係者に対する死亡の連絡
- ② 葬儀、納骨、埋葬、永代供養
- ③ 三回忌法要に関する事務
- ④ ベットの引渡し等に関する事務
- ⑤ 医療費、入院費用等その他施設利用料等の清算
- ⑥ 電気、ガス、水道等の公共サービスの料金精算及び解約
- ⑦ 家財道具、生活用品の引渡し又は処分
- ⑧ 行政官庁等への諸届出
- ⑨ 相続人不存在の場合の相続財産管理人選任申立てなど

（死後事務委任契約実務マニュアル―Q&Aとケース・スタディー 新日本法規参照）
なお、死亡届の提出を依頼することも考えられます。

しかし、死亡届を提出できるものとしては、戸籍法上、同居の親族、その他の同居者、家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人、同居の親族以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者以外は死亡届を提出することができないようですので、死亡届の提出の依頼を受ける場合には、別途、任意後見契約を締結しておく必要があります。